

(宛先) 松山市監査委員

松山市公営企業管理者 大 崎 修 一

## 令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年3月21日付松監第81号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局上下水道部 給排水設備課	所管課等長氏名 門田 耕太郎
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>3 備品の管理状況について</b> ・備品の適正管理について 備品の管理状況について現地調査を行ったところ、備品台帳に登録されていないものが2件見受けられた。 松山市公営企業局会計規程では、取得価額が1万円以上の備品については、備品台帳を備え、必要な事項について記録整理しなければならないと定められているため、当該対象となった備品以外にも登録漏れがないか調査を行うとともに、今回登録漏れとなった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な管理に努められたい。	<b>3 備品の管理状況について</b> ・備品の適正管理について 当該2件の備品を令和7年1月20日に備品登録した。 また、新年度から課内配置を見直したため、備品全てに対する新たな配置図と台帳を再整備し、5月2日までに台帳と配置状況の調査を実施することで台帳に登録漏れがないことを確認した。なお、配置図と台帳は適宜、点検を実施する。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第3号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 総務部 人事課	所管課等長氏名 卷 田 直 樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b> <b>(2) 人事管理費雑入</b> ・貸与規則の適正な整備について 市が貸与する職員住宅については、松山市職員住宅貸与規則に名称及び所在地等が定められているが、実際に貸与している普通住宅の所在地の一部が、規則で定められている所在地と一致していない状況が見受けられた。実際に貸与している普通住宅の所在地が規則と一致していない理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b> <b>(2) 人事管理費雑入</b> ・貸与規則の適正な整備について 貸与している職員住宅の所在地と、規則上の所在地との不一致については、確認不足が原因でした。 改善に向けた取組を検証する中で、職員の個人情報保護の観点から、規則上の所在地の記載を削除することが妥当と判断し、令和7年3月に規則改正を行いました。 改正以降、住宅の名称及び所在地等は、確認を徹底した上で、毎年度、個別に決裁文書で定めています。</p>

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 7 年 4 月 21 日付松監第 3 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 競輪事務所	所管課等長氏名 岡 本 徹 也
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b> <b>(5) 雑入</b> ・普通財産の貸付事務について 市が管理する普通財産（建物）の貸し付けについては、松山市財務会計規則に基づく管財課長の承認及び貸付料の算出方法がなされておらず、また、松山市職務権限規則に基づく専決者への決裁、財政課の合議もなされていない状況が見受けられた。 各規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p> <p><b>3 備品の管理状況について</b> ・備品の適正管理について 備品の管理状況について確認したところ、既に不用品として処分されているにもかかわらず、廃棄処分の処理をしていないものが 6 件、備品シールの貼付漏れが 9 件見受けられた。 当該対象となった備品以外にも廃棄処分の処理漏れ等がないか調査を行うとともに、今回廃棄処理漏れ等となった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な管理を徹底されたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b> <b>(5) 雑入</b> ・普通財産の貸付事務について 担当者の規則についての認識不足により各規則に沿った事務処理ができていなかった。松山市財務会計規則に基づき管財課長の承認を受け、貸付料の算出を行い、松山市職務権限規則に基づき専決者への決裁、財政課の合議を行った。 なお、貸付の相手方である（株）チャリ・ロトと協議し、令和 7 年度から上述の処理に基づいた契約を行う旨で合意を得、契約手続きを行った。</p> <p><b>3 備品の管理状況について</b> ・備品の適正管理について 指摘事項については、令和 6 年度中に対応済み。 なお、今回、廃棄処理漏れ等となった理由は、たな卸し時の確認作業が不十分であったことが主な要因であるため、今後はたな卸しの作業要領に従い、適切な管理に努める。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 総務部 東京事務所	所管課等長氏名 中 矢 光 一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「月末毎の所属長による照合確認」については、毎月発生する入・出金決裁（協賛金入金確認・会員向けの定期郵送伺い等）ごとに管理状況をチェックしていたため、毎月末の照合確認条件も満たしていると認識していた。</p> <p>ご指摘後、直ちに適正管理のためのチェック表を作成し、令和7年2月分から確認するよう改善策を講じて実施している。</p> <p>今後も、チェック表を活用して公金等の適正な事務処理を行う。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 総合政策部 水資源対策課	所管課等長氏名 日 野 恵 司
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>①補助金の交付要綱の整備について</b></p> <p>市長部局では、「補助金等適正化ガイドライン」により補助金の交付を適正化するため交付要綱等を整備するよう定められているが、市から任意団体へ補助金を交付する事務において、交付要綱等の整備がなされていない状況が 3 件見受けられた。</p> <p>補助金等適正化ガイドラインに沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>①補助金の交付要綱の整備について</b></p> <p>これまで、松山市補助金等交付規則に基づき補助金交付を行ってきた。</p> <p>今回の指摘内容を受け、「補助金等適正化ガイドライン」に基づいて、新たに個別の「雨水利用促進活動に対する補助金交付要綱」を策定した（令和 7 年 3 月 12 日施行）。</p> <p>令和 7 年度分の補助金からは今回策定した交付要綱に基づいて、適正に交付を行っていく。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 防災危機管理部 市民防災安全課	所管課等長氏名 重 谷 朋 志
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>協議会設立時の令和元年から公金等状況調査の対象として申し出することを失念しており、月末毎の所属長による出納簿、通帳の照合確認および会計事務局への公金等管理状況調査台帳の提出、調査員（副部長級職員及び政策課職員）による調査が未実施であった。</p> <p>月末毎の所属長による照合確認については、市が定めた管理体制に沿ったチェック体制に従い、月末毎の所属長による出納簿、通帳の照合確認を実施するよう改善した。また、会計事務局へ公金等管理状況調査台帳も提出した。</p> <p>調査員（副部長級職員及び政策課職員）による調査についても、市が定めた管理体制に沿ったチェック体制に従い、公金等管理状況調査報告書を提出するとともに、四半期ごとの副部長の確認を経て、部局長へ報告するよう改善した。</p> <p>今後も、適正な事務手続きを徹底していく。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課	所管課等長氏名 井 上 圭 二
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>①補助金の交付要綱の整備について</b></p> <p>市長部局では、「補助金等適正化ガイドライン」により補助金の交付を適正化するため交付要綱等を整備するよう定められているが、市から任意団体へ補助金を交付する事務において、交付要綱等の整備がなされていない状況が 3 件見受けられた。</p> <p>補助金等適正化ガイドラインに沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底された。</p>	<p><b>①補助金の交付要綱の整備について</b></p> <p>特定の団体の活動だけを支援する補助金であったことから、ガイドラインに記載された合理的な理由に該当すると考え、松山市補助金等交付規則に沿った処理を行うことで、適正な処理が行えていると考えていた。</p> <p>まつやま里島ツーリズム連絡協議会は、平成 24 年 3 月策定の「愛ランド里島構想」、その後継となる令和 7 年 3 月策定の「松山市地域振興構想」に掲げるめざすまちの姿を達成するための事業を行っており、行政の代替としての性質を有しているため、令和 7 年度から支出方法を負担金に見直している。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 道路河川管理課	所管課等長氏名 山 内 潤 一
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>ご指摘の公金に準じて管理する体制として、所属長による毎月の確認について失念しておりました。</p> <p>本年度より月末毎に事務局長(担当課長)による照合確認を行うこととしました。</p> <p>今後は、管理体制に沿って確認を行い、適正な事務手続きを徹底してまいります。</p>

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 開発建築部 公園管理課	所管課等長氏名 渡 邊 裕 二
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b>  「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b>  ○市との委託契約に係る収入及び支出の予算・決算書への計上について  前例踏襲で事務手続きを行っていたため、市との委託契約に係る収入及び支出を予算・決算書に計上していなかった。適正化方針や実施要領の内容を課内で情報共有するとともに、令和6年度決算・令和7年度予算からは、市との委託契約に係る収入及び支出を計上している。今後も適切な事務手続きを徹底する。</p> <p>○月末毎の所属長による照会確認について  所属長による照合確認は、入出金の都度行っていたため、毎月末に実施していなかった。指摘を受けた以降は、課内の情報共有を図り、毎月末に現金出納簿や通帳、決裁書類等の照合確認を実施している。今後も適切な事務手続きを徹底する。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 観光・国際交流課	所管課等長氏名 兵 藤 一 馬
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>③公金等の適正管理の確認について</b> 「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。 市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。	<b>③公金等の適正管理の確認について</b> 観光・国際交流課が指摘を受けた月末ごとの所属長による照合確認については、決裁ごとに照合を行うことで、月末の照合確認も完了していると誤認していた。 現在は、「所属長による毎月公金チェック表」で実施するよう、産業経済部内に周知を行い、令和7年3月末から実施している。 今後は、チェック表を活用し適正な事務手続きを徹底していく。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 農林水産部 中央市場課	所管課等長氏名 大 原 文 博
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>②前金払の報告について</b>                  市長部局では、「松山市財務会計規則」により負担金を前金払したときは、その要件終了後課長は処理し、又はてん末を明らかにして会計管理者に報告しなければならないと定められているが、任意団体の運営に係る負担金対象事業が終了したことを確認後に、会計管理者への報告がなされていない状況が1件見受けられた。                  松山市財務会計規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p> <p><b>③公金等の適正管理の確認について</b>                  「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。                  市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>②前金払の報告について</b>                  市長部局の会計担当者と運営協議会の会計担当者との連絡体制の不備により、適切な事務処理が出来ていなかったため、今回の事例が発生した。                  その改善策として、令和7年度から市長部局の会計担当者と運営協議会の会計担当者間で連絡体制を確実に行き、松山市財務会計規則に沿って事務処理を行っていくため、課内で研修を行うことで、今後は適正な事務手続きを徹底していく。</p> <p><b>③公金等の適正管理の確認について</b>                  月末毎の照合確認が必要である事を認識していなかったため、今回の事例が発生した。                  その改善策として、月末照合一覧を作成し、月末に確認を行い、月末照合一覧表に確認日、確認印等で管理していく。                  今後は改善策を実施し、適正な事務手続きを徹底していく。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 消防局 地域消防推進課	所管課等長氏名 藤井 通人
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>①補助金の交付要綱の整備について</b></p> <p>市長部局では、「補助金等適正化ガイドライン」により補助金の交付を適正化するため交付要綱等を整備するよう定められているが、市から任意団体へ補助金を交付する事務において、交付要綱等の整備がなされていない状況が3件見受けられた。</p> <p>補助金等適正化ガイドラインに沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底された。</p>	<p><b>①補助金の交付要綱の整備について</b></p> <p>御指摘のあった補助金交付要綱の整備については、独自の交付要綱ではなく、市の補助金交付規則等に沿った事務手続きを行っていくことで、適正な処理ができていたという認識でした。現在は補助金適正化ガイドラインに沿って「松山市防火啓発活動補助金交付要綱」を整備しています。</p> <p>今後は、策定した交付要綱に基づき、適正な交付事務を行います。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市公営企業局管理者 大崎 修一

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局 上下水道部 浄水管理センター	所管課等長氏名 尾澤 新
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鍵はセンター長が一括で管理していたが、印鑑と通帳は別々で保管されていたため、問題はないものと誤認していた。</li> <li>・印鑑と通帳を別々の場所に保管し、印鑑を保管しているキャビネットの鍵をセンター長、通帳を保管している金庫の鍵を管理計画担当リーダーが管理することとした。</li> <li>・今後も前述のとおり印鑑と通帳を保管し、適正に管理していく。</li> </ul> <p>・四半期に一回の副部長による公金監査や入出金に伴うセンター長による照合確認は適正に行っていたため、毎月末に実施していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づき、毎月末にセンター長による照合確認を実施することとした。</li> <li>・すでに毎月末に照合確認を実施するよう改善しており、今後も継続していく。</li> </ul>

（宛先）松山市監査委員

松山市議会議員 原 俊 司

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 議会事務局 総務課	所管課等長氏名 木村美幸
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>公金等の適正管理の確認についてのうち、指摘事項の月末毎の所属長による照合確認が行われていない事例については、月末毎の所属長による照合確認を行うよう、ただちに改めました。</p> <p>これまでは、金銭の收受を行う事務処理を課長が決裁する際に、その都度通帳と照合していたものです。また、次長による四半期ごとの公金等管理状況調査に加え、抜き打ちによる調査も実施し、照合確認をしていました。</p> <p>今後は、市が定めた管理体制に沿ったチェック機能を果たすとともに、管理体制が形骸化することのないよう、適正な事務手続きを徹底するよう努めていきます。</p>

(宛先) 松山市監査委員

選挙管理委員会委員長 長 野 喜久男

令和6年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第87号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 選挙管理委員会事務局	所管課等長氏名 兵 頭 栄 司
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>「公金等の現金および預金に関する管理適正化方針」並びに「公金等管理状況調査実施要領」及び「松山市公営企業局の公金等に関する管理適正化方針」に基づく副部長等による調査報告書を参考に、市が関与する任意団体の印鑑及び通帳等の管理状況について現地調査したところ、適正であると調査報告書が提出されているにもかかわらず、印鑑と通帳を同じ職員が管理しているものや現金出納簿の整備がなされていないもの、決算書に不備があるものが見受けられた。また、月末毎の所属長による照合確認や副部長等による調査・報告が行われていない事例も見受けられた。</p> <p>市が定めた管理体制に沿ってチェック機能が果たされていない理由及び改善に向けた取組を検証し、現行の管理体制が形骸化することのないよう適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p><b>③公金等の適正管理の確認について</b></p> <p>令和5年度は適切に処理されていたものの、引継ぎが適正に行われていなかったため、令和6年度は適切な処理がされていなかった。</p> <p>これを受け、速やかに現金出納簿を作成し、月末毎の収支報告の作成など所属長確認を行うよう改めた。</p> <p>今後は、事務引継ぎを正確に行い、適正な事務処理を徹底する。</p>